

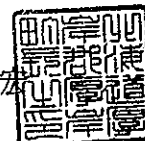
厚岸町上下水道事業告示第 1 号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図書は、厚岸町役場水道課に備え置いて、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年 3月 2日

厚岸町長 三浦克宏



記

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日(下水の排除及び処理)
令和8年4月1日
- 2 公共下水道(汚水)の供用及び下水の処理を開始する区域
湾月1丁目、奔渡5丁目の一部(図面の区域)
- 3 公共下水道の供用を開始する排水施設の位置
別図の位置(湾月1丁目、奔渡5丁目の一部)
- 4 公共下水道の供用を開始する排水施設の合流式または分流式の別
分 流 式